

※ 宿泊分野に関する必要な書類

<認定・変更用・第3表の7>

番号	必要書類	様式番号	提出の 要否	留意事項	提出確認欄		官用欄		
					いずれか 選択	過去に提出した 申請日及び申請番号			
1	宿泊分野特定技能2号評価試験の合格証明書写し		○		有	無		有	無
2	旅館業許可証(旅館・ホテル営業許可書)の写し		△ (注6)		有	無		有	無
3	宿泊分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(特定技能所属機関)	分野参考様式 第10-1号	○		有	無		有	無
4	協議会の構成員であることの証明書(特定技能所属機関) (注) 特定技能外国人の初回の受入れから4か月以上経過している場合に必要		○	※令和6年6月15日以降の申請については、一律に提出(初めて宿泊分野で受け入れる場合には申請前の協議会加入手続)が必要 ※令和6年6月15日より前の申請について、初めて特定技能外国人を受け入れる場合には、当該特定技能外国人の入国後4か月以内に協議会の構成員となる旨の誓約書(改正前の分野参考様式第10-1号)の提出が必要	有	無		有	無